

対象者診断チャート

はい →

いいえ・・・ →

※基準日：平成26年1月1日

スタート

基準日(平成26年1月1日)時点で御前崎市に住民票がありますか。

基準日時点で住民票のあった市区町村へ問い合わせてください。

生活保護を受けていますか。

平成26年度分の住民税が課税されていますか。

平成26年度分の住民税が課税されている人に扶養されていますか。

加算対象の基礎年金・児童扶養手当などを受給していますか。

臨時福祉
臨時福祉給付金(1万円)の支給対象となる可能性があります。

臨時福祉(加算)
臨時福祉給付金(1万5000円)の支給対象となる可能性があります。

子育て世帯
子育て世帯臨時特例給付金(1万円)の支給対象となる可能性があります。

対象ではありません。
※保護基準の改定で消費税の負担増に対応しています。

対象ではありません。

平成26年1月分の児童手当等を受給していますか。
(中学生以下の児童がいますか。)

平成25年の所得は制限額以上ですか。



右ページの表2を確認してね!

※このチャートはあくまでも一般的な場合を想定しています。不明な点は福祉課までお問い合わせください。

御前崎市子育て世帯臨時給付金
御前崎市子育て世帯臨時給付金の支給対象となる可能性があります。(3000円)



御前崎市はさらにこの給付金!

市から通知が届いた人は忘れずに申請してね!



自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか?

給与明細の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合や、給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合には基本的に住民税が課税されます。

扶養されているって健康保険(保険証)の扶養のことですか?

健康保険の扶養とは異なります。今回の給付金では税法上の扶養(年末調整や確定申告で申告した扶養)になっていないかを確認します。



基準日以降に生まれた人や亡くなられた人は給付金の対象になりますか?

臨時福祉給付金

基準日に生まれた人は給付の対象になります。基準日の翌日以降に生まれた人、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた人は対象にはなりません。

子育て世帯臨時特例給付金

基準日に生まれた児童は対象児童となります。基準日の翌日以降に生まれた児童、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童は対象にはなりません。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便物が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

